

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県岡山市北区下中野347番地104
氏名 平林金属株式会社
代表取締役 平林 実



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成28年 4月15日
許可の有効年月日 平成35年 4月14日



1. 事業の範囲

別紙1のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙2のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 4月20日 更新許可

平成29年11月15日 変更届（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の有無の変更）

平成29年12月11日 変更届（積替え保管施設の追加、積替え保管上限の変更）

5. 積替え許可の有無

鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

別紙 1

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	—
(3)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	○
(4)	紙くず	○
(5)	木くず	○
(6)	ゴムくず	○
(7)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	○
(8)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	○
(9)	がれき類	○

以上 9 品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含み、(1)、(3)、(7)及び(8)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、(1)にあっては水銀含有ばいじん等であるものを含む。

(備考)

- ・「○」は積替え保管ができるもの、「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎2316番地

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
金属くず	218m ²	521m ³	—

(以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(2) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎2315番地

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	25.38m ²	86.8m ³	—

(以上3品目、いずれも石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(3) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎2315番地、2316番地

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
木くず、ゴムくず、がれき類	8.4m ²	8.316m ³	—

(以上3品目、いずれも石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(4) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎2315番地

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	3.63m ²	7.26m ³	—

(以上6品目、いずれも石綿含有産業廃棄物であるものを含み、いずれも水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(5) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎2315番地

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
紙くず	3.63m ²	3.63m ³	—

(以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(6) 所在地：鳥取県米子市旗ヶ崎2315番地

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管の最高高さ
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	2.5m ²	0.44m ³	—

(以上3品目、いずれも石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、いずれも水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)